

令和6年度 第2回教育・保育部会

令和6年12月9日（月）
午後1時30分～3時30分
名古屋市公館 小会議室

1 《報 告》

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

【資料1】

2 《その他》

3歳未満児の保育料制度について

【資料2】

＜次回開催予定＞

日時：令和7年1月28日（火）

午後1時30分～3時30分

場所：名古屋市公館 小会議室

《報 告》

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） について

－ 目次 －

1	概 要	1
2	本格実施に向けた国の動き	1
3	本市におけるスケジュール	2
4	国の検討会における主な検討事項	2
5	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（内閣府令案）	3
6	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の検討状況	4
7	名古屋市子ども・子育て支援事業計画（乳児等通園支援事業）	6
8	今後の意見聴取等について	7

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

1 概 要

全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）が創設されることとなった。 → 令和８年度本格実施予定
（【別紙１】参照）

2 本格実施に向けた国の動き

時 期	内 容
令和６年度	・制度の本格実施を見据えた試行的事業の実施 － 118 自治体（令和６年９月３０日現在）本市は２か所で実施
６月１２日	・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律公布
６月２６日	・「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」（第１回）
９月２６日	・第２回検討会（第１回の議論を踏まえ引き続き意見聴取）
１０月３０日	・第３回検討会（令和７年度対応の方向性（案）の提示） － 利用可能時間 － 人員配置、設備運営基準等 － 安定的な運営の確保 等
１２月上旬	・第４回検討会 → 議論の中間取りまとめ（令和７年度の事業の実施や令和８年度の給付制度の実施に向けて）
１２月下旬～３月	・乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の制定 ・検討会とりまとめ（３月）
令和７年４月	・改正児童福祉法施行 → 事業の法制度化
令和７年度中	・国において、乳児等通園支援事業の確認基準の制定
令和８年４月	・改正子ども・子育て支援法施行 ⇒ 新たな給付制度として開始

3 本市におけるスケジュール（予定）

時 期	内 容
令和 6 年 9 月	・ 令和 6 年度第 1 回教育・保育部会 － こども誰でも通園制度について、概要説明
12 月 9 日	・ 令和 6 年度第 2 回教育・保育部会 － 国の検討会における主な検討事項等 － 設備及び運営に関する基準を定める条例案の検討状況 － 子ども・子育て支援事業計画（案）
12 月下旬～ 3 月	・ 国において、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の制定後、本市における基準条例案の検討※
令和 7 年 1 月	・ 令和 6 年度第 3 回教育・保育部会 － 国基準及び条例案の規定内容
4 月以降	・ 基準条例の制定 ・ 基準条例に基づく認可事務の開始
秋頃	・ 本市における乳児等通園支援事業開始
（時期未定）	・ 国において、乳児等通園支援事業の確認基準の制定後、本市における条例案の検討
令和 8 年 4 月	・ 乳児等通園支援事業の確認条例の制定 ・ 確認条例に基づく確認の開始

※ 令和 6 年度中に条例制定を行う場合、2 月定例会に議案を上程する必要があるものの、国基準の制定時期により、審議会における意見聴取を行った上で、議案を提出することが、本市議会日程に間に合わないことから、令和 7 年 4 月以降に条例制定を行う予定。

4 国の検討会における主な検討事項（【別紙 2】参照）

- （１）利用可能時間
- （２）人員配置、設備運営基準等
- （３）安定的な運営の確保

5 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（内閣府令案）

（１）乳児等通園支援事業の区分

乳児等通園支援事業について、以下の区分により規定。

- ① 一般型乳児等通園支援事業
- ② 余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しないもの
- ③ 余裕活用型乳児等通園支援事業

保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等を行う事業所において、当該施設等を利用する児童の数が利用定員の総数に満たない場合に、利用定員の総数から利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業

（２）一般型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準等

区 分	内 容
対 象 児 童	0 歳 6 か月～満 3 歳未満
乳 児 室 の 面 積	乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき 1.65 m ² 以上
ほふく室の面積	乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき 3.3 m ² 以上
保育室又は遊戯室の面積	満 2 歳以上の幼児 1 人につき 1.98 m ² 以上
必 要 な 設 備	乳児室又はほふく室／保育室又は遊戯室／便所
職 員 の 配 置	・ 乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者を配置し、そのうち保育士を 1/2 以上とすること ・ 保育従事者の数は 2 名を下ることはできないが、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士 1 名で処遇できる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士 1 名とすることができる ・ 保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修等）を修了した者 等
対 象 施 設	保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等 （「等」は駅前等の利便性の高い場所や空き店舗などを想定）

※ 一時預かり事業に準じた基準

(3) 余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準

ア 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

イ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

ウ 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準

エ 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業所等の設備及び運営に関する基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く）

6 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の検討状況

(1) 条例制定における基本的な考え方

国の「設備及び運営に関する基準」は、乳児等通園支援事業を適切に運営するための基準として規定されるものであることから、国基準を基本としつつ、本市の実情に応じて必要な規定を設けることとする。

※ 「名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に準じて、検討

(2) 国の基準（内閣府令）から変更を検討する主な事項

ア 総則的事項

検討事項	内 容	理 由
なごや子どもの権利条例の理念の追加	なごや子どもの権利条例の理念に則り、運営することを追加	なごや子どもの権利条例に基づき、子どもの健やかな育ちを保障するため
防犯及び事故防止	防犯・事故防止対策を講じることを追加	防犯及び事故防止の意識を高めるとともに、緊急時の安全確保を図るもの
非常災害対策	大規模な災害を想定し、飲料水及び食料を備蓄することを追加（努力義務規定）	本市が南海トラフ巨大地震の想定震源域であることを踏まえ、大規模災害に備えた基準等を定めるもの

帳簿の保存	帳簿の性質、内容等に応じて市長が定める基準に従い保存することを追加	帳簿の保存について明確にするもの
暴力団の排除	運営にあたって、暴力団を利用することとならないようにすることを追加	暴力団排除のための責務を明確にするもの

イ 個別的事項

(ア) 各諸室の面積

乳児室の面積について、内閣府令案が準拠している児童福祉施設の設備及び運営に関する基準では、「1.65 m²以上」と規定されているのに対し、名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例では、「3.3 m²以上」と国基準より高い水準で規定しており、現行の本市基準に準拠させることで検討。

検討事項	変更内容	理 由
乳児室の面積	3.3 m ² 以上 (国基準：1.65 m ² 以上)	ほふくの開始時期の判断を適切に行うことは困難であることから、利用子どもの安全を確保するため。 また、本市における現行の保育所等の基準に準拠させるため。

保育室・遊戯室の面積について、内閣府令案が準拠している児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、「1.98 m²以上」と規定されており、保育所や幼保連携型認定こども園における本市基準は同基準に準拠している。一方で、小規模保育事業では、家庭的保育事業に合わせる形で本市基準は「3.3 m²以上」と国基準より高い水準で規定している。乳幼児の受入れ実績のある保育所をはじめとする施設が主な対象施設になることを考慮し、「1.98 m²以上」と現行の保育所等における本市基準（国基準と同様）とすることで検討。

(参考) 主な諸室面積の比較

	乳児等通園支援事業（内閣府令案）	名古屋市			
		条例（案）	保育所 幼保連携型 認定こども園	小規模 保育事業	家庭的 保育事業
乳児室	1.65 m ²	<u>3.3 m²</u>	<u>3.3 m²</u> (1.65→3.3)	3.3 m ²	3人まで 9.9 m ²
保育室・ 遊戯室	1.98 m ²	1.98 m ²	1.98 m ²	<u>3.3 m²</u> (1.98→3.3)	

※ ゴシック体・下線部分は、本市において、国基準に対して上乗せして規定している内容

※ 小規模保育事業所（A・B型）の乳児室の国基準は、3.3 m²以上

7 名古屋市子ども・子育て支援事業計画（乳児等通園支援事業）

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定することとされている。同法の改正により、乳児等通園支援事業について、量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期について定めることとなったもの。

（1）量の見込みの考え方

国の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」（改訂版 ver. 2）により示されている下記算出式を用いて、各年度の対象年齢ごとの必要受入れ時間数を算出することを基本となる。ただし、市町村において、算出式に利用割合を乗じて算出することも可能とされている。

対象年齢^{※1}の未就園児童数 × 月一定時間^{※2} （× 利用意向割合）

※1 0歳6か月から満3歳未満

※2 10時間

（2）確保方策の考え方

令和11年度に向けて段階的に実施か所数を拡充し、事業を実施

(3) 量の見込みと確保方策（案）

（単位：時間）

全市		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量 の 見 込 み	0 歳児	28,627	28,284	28,012	27,768	27,418
	1 歳児	27,245	29,211	28,760	28,973	29,298
	2 歳児	27,183	25,390	27,019	27,162	27,353
	計	83,055	82,885	83,791	83,903	84,069
確保方策		令和 11 年度に向けて段階的に拡充				

※ 各行政区及び支所ごとの量の見込みと確保方策については、【別紙 3】参照

8 今後の意見聴取等について

- (1) こども家庭庁において、令和 6 年 12 月下旬から令和 7 年 3 月までの間に、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の制定。
- (2) 国の基準制定後、本市における同事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について検討の上、令和 7 年 1 月の教育・保育部会において説明予定。
- (3) 改正子ども・子育て支援法の施行により、令和 8 年 4 月、本制度は新たな給付制度として実施されることから、国において、乳児等通園支援事業の確認基準の制定予定。
- (4) 国の確認基準制定後、本市における条例案について検討の上、教育・保育部会において説明予定。
- (5) 支援給付を行うため、市町村は事業所ごとに利用定員を定めて、事業者の確認を行う必要があることから、令和 8 年 4 月以降に乳児等通園支援事業を実施する事業所の利用定員を定めるため、令和 7 年度中（予定）に、教育・保育部会において意見聴取予定。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号） ～こども誰でも通園制度の概要～

制度概要

- 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」（※ 1）を規定。
（※ 1）保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満 3 歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。
- 利用対象者は、満 3 歳未満の小学校就学前子どもであつて、子どものための教育・保育給付を受けていない者（※ 2）とし、月一定時間までの利用可能枠（※ 3）の中で利用が可能。
（※ 2）0 歳 6 か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で 0 歳 6 か月以前から通園の対象とするということとはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0 歳 6 か月から満 3 歳未満を基本的に想定。
- （※ 3）市町村は、利用対象者に対して、乳児等支援給付費を支給する。
具体的には、「内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額に、利用時間（10 時間以上であつて乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間が上限）を乗じた額を支給する。
また、令和 8 年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3 時間以上であつて内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することが可能（令和 8・9 年度の 2 年間の経過措置）。
- 本制度を行う事業所について、市町村による認可の仕組み、市町村による指導監査、勧告等設けることとする（※ 4）。
（※ 4）国、都道府県及び市町村以外の者が乳児等通園支援事業を行う場合は、市町村長の認可が必要であり、市町村は、条例で定める基準に適合している場合は認可を行う（市町村は、内閣府令で定める基準に従い又は参酌し、設備運営基準に関する条例を制定）
等

【本格実施に向けたスケジュール】

令和 6 年度

- **制度の本格実施を見据えた試行的事業**
 - ・ 115 自治体に内示（令和 6 年 4 月 26 日現在）
 - ・ 補助基準上一人当たり「月 10 時間」を上限

令和 7 年度

- **法律上制度化し、実施自治体数を拡充**
 - ・ 法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ

令和 8 年度

- **法律に基づく新たな給付制度**
 - ・ 全自治体で実施（※経過措置あり）
 - ・ 内閣府令で定める月一定時間までの利用枠

こども誰でも通園制度の制度化に向けた主な検討事項と議論の進め方について

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（R6.9.26、第2回資料）

	令和7年度の利用 可能時間について	令和7年度の 人員配置、設備運営基 準等について	安定的な運営の確保 について	こども誰でも通園制度を 実施する上での手引に ついて	総合支援システム について
第2回 (9月26日)	・第1回での議論も踏まえ、引き続きご意見をいただく				・ <u>現状の報告</u> ・構築に向けてご意 見をいただく
第3回 (10月下旬予定)	・ <u>令和7年度の対応方針（案）の提示</u> ・ <u>令和7年度の対応方針（案）や令和8年度の給付制度の実施に 向けてご意見をいただく</u>			・ <u>骨子（案）の提示</u> ・作成に向けてご意 見をいただく	
第4回 (12月上旬予定)	・ <u>議論の取りまとめ（令和7年度の事業の実施や令和8年度の法律に基づ く給付制度の実施に向けて）</u>				
令和6年12月下旬 ～ 令和7年3月	・令和7年度の補助基 準を策定	・人員配置、設備運営基 準（内閣府令）を公布 ・各自治体で条例を策定	・令和7年度の補助基準 を策定	・初版の完成・周知 ※4月以降となる可能性 あり	・試行運用（2月～）
令和7年4月以降	・給付化に当たっての利 用可能時間の在り方に ついて整理・令和7年 度中に内閣府令で規 定	・給付化に当たっての人員 基準、設備運営基準の 在り方について整理	・給付化に当たっての公定 価格の在り方等について 整理・令和7年度中に告 示で規定	・随時改定	・本格運用開始

令和7年度の利用可能時間について

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（R6.10.30、第3回資料）

試行的事業の状況

- 試行的事業においては、こども一人あたり「月10時間」を上限としているが、市町村によっては、独自に利用可能時間を設定している（40時間、160時間等）。
- 試行的事業における「月10時間」の上限時間は、本格実施を見据えて、都市部を含め全国で提供できる体制を確保できるようにすることに加え、
 - ・ こどもが、家族以外の人と関わる機会や、家庭とは異なる様々な経験を得られること、
 - ・ 慣れるのに時間がかかるこどもへの対応に十分な配慮が必要であるものの、こどもにとって十分に効果が期待されることといった考え方も踏まえ設定したものの。

第2回検討会での主なご意見

- 全ての方に10時間ということはもちろん大事だが、こういう家庭に対してはここまでやったほうがいいのではないかという、ある意味、こどもの育ちに合わせて柔軟に選択できるような立てつけができれば良いのではないか。
- 月10時間では足りない。乳児の基本的生活習慣の獲得を考えたときに、寝る、食べる、排泄をすることということも含めて、しっかりと生活ができるためには最低4、5時間程度かかるのではないかということ踏まえて、利用時間をもう少し延長していただきたい。
- 誰でも通園制度の理念を起点として考えるとき、来年度の全国での本格運用に当たっては、可能な限り多くのこどもたちによる本制度の利用の実現を最優先に考えて、まずは幅広い利用者を視野に入れた上限10時間で開始することが適切であると考える。

※ 下線部は、本市で追記

令和7年度の利用可能時間について

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会 (R6. 10. 30、第3回資料)

対応の方向性 (案)

- こども誰でも通園制度を法律上の制度とするにあたり、全国の自治体において対象となる全てのこどもが等しく利用できる制度とする観点から、全国的な提供体制の確保状況に大きな変更がない※ことや、保育人材の確保が課題となっている現状を踏まえ、引き続き、「月10時間」を補助基準上の上限としてはどうか。ただし、各市町村において、それぞれの実情に応じて、補助の対象となる「月10時間」を超えて、こども誰でも通園制度を実施することは妨げないこととする。

(※) 令和6年4月1日時点の定員充足率は88.8% (対前年▲0.3%) と令和5年4月1日から横ばい。

- その上で、令和8年度の給付化に向け、令和7年度における事業の実施状況や、全国的な提供体制の確保の進捗状況等も踏まえ、利用可能時間の在り方について検討することとしてはどうか。

人員配置・設備運営基準等

試行的事業

子ども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（R6.9.26、第2回資料）

主な事項	試行的事業
①対象施設	・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育事業所 ・家庭的保育事業所 ・事業所内保育事業所 ・幼稚園等 ※認可基準を満たしていれば施設類型は問わない。
②対象となるこども	0歳6カ月～2歳の未就園児
③利用方式	市町村や事業所において柔軟に利用方法を選択して実施することが可能 ※自由利用方式・定期利用方式のいずれも認める。
④実施方法	①余裕活用型 ②一般型（在園児合同・専用室独立実施）
⑤人員配置基準	①余裕活用型：各施設の基準を遵守 ②一般型：一般型一時預かり事業に準じた基準※1 ※2分の1は保育士
⑥設備の基準	①余裕活用型：各施設の基準を遵守 ②一般型：一般型一時預かり事業に準じた基準※2

※1 乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を2分の1以上。なお、保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修又は家庭的保育者基礎研修と同様の研修）を終了した者とする。

※2 保育所の設備基準に従って、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けるとともに、食事の提供を行う場合には、必要な設備を備えること等児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1号イ、二及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。

主な検討事項①：対象施設

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（R6.10.30、第3回資料）

試行的事業の状況

- 試行的事業においては、実施場所を「保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等」としており、対象施設を限定してはいない。

第2回検討会での主な意見

- こどもの安心・安全が大前提であるため、生命の維持と情緒の安定を保障する、そういう環境を提供できる施設においてのみ、この事業をやっていただきたい。
- 試行的事業の実施に関する分析において、事業所類型に多様性が見られることは大変に有意義である。

対応の方向性（案）

- 多様な主体の参画を認める観点から対象施設は限定をせず、適切に事業を実施できる施設であれば認めることとしてはどうか。
- その上で、こどもにとって安全・安心な制度となるよう、認可基準については適切に設定し、当該基準を満たしているものに限り実施を可能としてはどうか。

主な検討事項②：対象となるこども（年齢）

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（R6.10.30、第3回資料）

試行的事業の状況等

- 試行的事業においては、「保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満」とされている。
- 児童福祉法では、満3歳未満を対象としており、下限を規定しておらず、下限を規定する場合には、児童福祉法施行規則において規定する必要がある。

第2回検討会での主なご意見

- 保育園は、生後57日からの預かりが可能な施設になっており、誰通と平仄が合っていないため、保育園に合わせて57日から預かれるよう、そして、産後、ホルモンバランスが崩れるなどとしてどうしても厳しい、孤立する、産後すぐの家庭をも包摂できるよう、手を挙げた園が57日以降のこどもたちも預かれるように、そうした選択ができるような制度にしていきたい。
- 受入れの年齢については、こどもの安全面を第一に考えて決めていくことが必要ではないか。

対応の方向性（案）

- 令和7年度からのこども誰でも通園制度の制度化にあたっては、0歳6か月までの期間についてには伴走型相談支援事業等が実施されていることや、安全配慮上の懸念を踏まえ、対象となるこどもの年齢については、0歳6か月～満3歳未満としてはどうか。

主な検討事項③：認可手続

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（R6.10.30、第3回資料）

試行的事業の状況・法律上の位置づけ

- 試行的事業においては、事業の実施主体である市町村から、適切に事業を実施できると認められる者に対して事業の実施を委託することができることとしている。
- 先般の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、令和7年度から、児童福祉法上「乳児等通園支援事業」として位置づけられるとともに、家庭的保育事業等と同様に市町村長による認可事業とされる。
- 認可にあたっては、事業を行うために必要な経済的基礎の有無や、事業を行う者の社会的信望、設備運営基準への適合状況について審査を行い、市町村児童福祉審議会又は児童の保護者その他児童福祉当事者の意見を聴取することとなる。

（※）認可申請者が社会福祉法人又は学校法人の場合には、審査項目が簡素化される。

対応の方向性（案）

- 市町村における施設の認可手続については、家庭的保育事業等における認可手続と同様に、設備運営基準への適合状況等に照らし、実施可能かどうか丁寧を確認の上、認可を行うこととしてはどうか。
- その上で、市町村の事務負担を鑑み、法令に反しない範囲で手続を簡素化できる方策として市町村において参考としていただける内容を事務連絡においてお示ししてはどうか。

主な検討事項④：利用方式

試行的事業の状況

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（R6.10.30、第3回資料）

○ 試行的事業においては、定期的な利用方式、定期的でない柔軟な利用方式（いわゆる自由利用方式）について、どちらか一方での実施だけではなく、定期的な利用方式と定期的でない柔軟な利用方式の組み合わせ等、市町村や事業所において柔軟に利用方法を選択して実施することを可能としている。

○ 定期的な利用方式と定期的でない柔軟な利用方式（自由利用方式）それぞれの主な特徴や留意点等について、昨年の検討会中間とりまとめにおいては、以下のとおり整理されている。

	定期的な利用方式	自由利用方式
考え方	利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法	利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法
利用する場合の予約方法	(例) ・ 利用開始前に空いている定期利用枠の確認を行い、一定期間内の利用枠を予約	(例) ・ 利用前月の一定期日より翌月分の予約 ・ 空いていれば、利用希望の直前まで予約
特徴	・ 事業者にとっては利用の見通しが立てやすく、職員のシフトが組みやすい。保護者との関係も作りやすい ・ こどもにとっては、慣れた職員と継続的な関わりを持つことができ、育ちをフォローしてもらえ	・ こどもの状況や保護者のニーズに合わせて柔軟に利用可能 ・ 様々な事業所を利用することで、多くの保育士、多くのこどもと触れ合うことができる
留意点	・ 特定の事業者を利用できるこどもが固定化され、途中利用しづらい ・ 施設によって、空き状況に応じた柔軟な受入れが困難	・ 利用の都度予約する手間がかかる ・ 施設によっては、利用の見通しが立たず、受入体制を整えづらい ・ 慣れるのに時間がかかるこどもがいる

対応の方向性（案）

○ こども・保護者ともにニーズは様々であること等を踏まえ、自治体や事業者において実施方式を選択したり、組み合わせたりして実施することを可能とし、利用方式については、法令上規定しないこととしてはどうか。

○ その上で、こども誰でも通園制度の利用については、地域や施設、利用者の状況によりさまざまな
り方が考えられるため、状況に応じた利用する際の留意点を手引において示すこととしてはどうか。

(※) こどもに合う事業所を見つけるまでの利用や、里帰り出産におけるきょうだい児の利用等について、定期的でない柔軟な利用方式の例としてお示しすることを想定。

主な検討事項⑤：実施方法

試行的事業の状況

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（R6. 10. 30、第3回資料）

- 試行的事業では、一時預かり事業における実施方式を踏まえ、一般型（在園児合同又は専用室独立実施）又は余裕活用型により実施している。
- そのうえで、「医療的ケア児の利用については、通所を基本としつつ、こどもの状態により、外出が困難な場合においては、当該こどもの居宅へ保育従事者を派遣することも可能」としている。

第2回検討会での主なご意見

- 医療的ケア児や要支援家庭等が誰通から排除されており、医療的ケア児のご家庭の9割が、就労の有無を問わない定期的な保育を望んでいるため、彼らを見捨てないような制度にしていきたい。医療的ケア児家庭だけでなく、要支援家庭の方々についても、アウトリーチは非常に有効な仕組みであり、彼ら、彼女らが家の中に閉じこもって、そして、誰の手も、誰の目も入らないという状況から、社会の接点をつくるためにも居宅訪問型の誰通を実現していきたい。
- 病院から退院してすぐだと、医療的な訪問リハとか看護の方の訪問が多く、どうしても視点が親御さんも含めて障害のリハビリになってしまいがちであるが、この制度の利用によって、こどもとしての遊び、育ち、成長が、家族支援というところでも非常に大事ではないか。そして、通園できるようになったら、社会的にもこどもの育ちにおいても通園につなげることが大事ではないか。

対応の方向性（案）

- 試行的事業に引き続き、実施方法として、一般型、余裕活用型を法令上位置づけてはどうか。
- その上で、こども誰でも通園制度は、「通園」を基本とする制度であるが、保育所等で過ごすことや、外出することが難しい状態にあるこども（医療的ケア児や障害児を想定）に対応するために、当該こどもの居宅へ保育従事者を派遣することについては運用上認めることとしてはどうか。

（※）こどもの居宅への保育従事者の派遣のみを行う事業類型は、法令上規定しない。

主な検討事項⑥：人員配置基準

試行的事業の状況

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（R6. 10. 30、第3回資料）

- 試行的事業では、一時預かり事業と同様の基準で行うこととしており、保育士以外の人材も活用しつつ、事業が実施されている。

（※）試行的事業における人員配置基準

- ①余裕活用型：各施設の基準を遵守
- ②一般型：一般型一時預かり事業に準じた基準（2分の1は保育士）

第2回検討会での主なご意見

- 従事者の資格について、こどものための制度ということで、また、0、1、2歳、そして、毎日来るこどもたちではないということ、そこには専門性のある保育士が関わることを基本としていただきたい。ただ、現在、保育士が足りていないということもあるため、特例として何らかの措置をとるなどし、あくまでも有資格者を基本とするということは、是非入れてもらいたい。
- 有資格者の配置が難しい状況であるため、試行的事業においては一時預かり事業の専門研修を修了した子育て支援員の活用を認めており、同様の形で対応していただきたい。
- 小さい施設でより多くの施設が取り組むようにするには、もちろん基準は守った上で、一時預かりや他事業の兼任について考えていく必要がある。
- 子育て支援研修のような全国一律の研修があって、しっかりと理念を共有して、全国的に展開されることがとても大事ではないか。

主な検討事項⑥：人員配置基準

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（R6.10.30、第3回資料）

対応の方向性（案）

- こども誰でも通園制度の制度化に当たっては、「こどもの安全」が確保されることを前提とした上で、試行的事業の実施状況も踏まえ、一時預かり事業と同様の人員配置基準としてはどうか。
- その上で、通常の保育や一時預かり事業との相違があることを踏まえ、令和8年度の本格実施に向けて、従事者に対する必要な研修の内容や実施方法の検討を進めてはどうか。

主な検討事項⑦：設備の基準

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（R6.10.30、第3回資料）

試行的事業の状況

- 現行の試行的事業においては、一時預かり事業における取扱いと同様に、一般型では保育所の設備基準に準じることとし、余裕活用型では保育所、家庭的保育事業等の既存の各施設等ごとの設備基準に従うこととしている。

（※）なお、一般型では保育所の設備基準に準じ、乳児室、ほふく室の設置が義務付けられているが、独立した室の設置を求めめるものではなく、必要な面積を有する区画が確保されていれば基準を満たしたこととなる。

対応の方向性（案）

- 試行的事業を実施する事業所類型が多様であることや、試行的事業から制度化に当たって円滑に移行していく必要性を踏まえ、試行的事業に引き続き、一時預かり事業と同様の設備基準を定めることとしてはどうか。

こども誰でも通園制度の補助単価の設定等

試行的事業の状況

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（R6.10.30、第3回資料）

- 試行的事業では、補助単価について、こども一人1時間当たり850円とした上で、保護者から1時間当たり300円程度を標準に徴収することとしている。
- これに加え、医療的ケア児（2,400円）・障害児（400円）・要支援家庭のこども（400円）の受入れに係る加算措置を実施している。
- なお、キャンセル料については、当日のキャンセルがあった場合、市町村から事業者への支払いの対象とすることも可能としつつ、支払いの対象とする場合には、予定していた利用者の利用可能時間について、利用したものとみなすこととしている。

第2回検討会での主なご意見

- 補助基準額について、いろいろな園から、この事業に参加したいけれども、この金額では到底やれなという声をその後結構聞いている。いろいろな事業者が、多くの人がこどもたちを支えるようになるためにもう少し考えていただきたい。
- 給付制度として位置付けていくという意味では、行政責任として、どこにお住まいでも、誰でも利用できる環境を整える必要がある。地分部では人件費相当額の収入はなかなか厳しいため、安定的な財源確保をお願いしたい。
- お子さんをお預かりするときはかなり面接をするが、こどもの情報だけではなく、家族の情報なども含めて丁寧に対応する必要があるということと、ベテランの保育士と担当者で、こどもを見る人がいて、そこに対する最初の面接のときの報酬も1時間分とか、10時間以外の方が良いと思うが、考えていただく必要があるのではないか。
- 安定的な運営確保のために、基礎的給付の実現が大事である。横浜市では、基礎分を実施されており、全国の取組の状況も確認した上で、運営確保のための体制整備をお願いしたい。また、専用施設があることで定員が増やせるという事業所のために、専用施設が確保できるような補助体制をお願いしたい。

こども誰でも通園制度の補助単価の設定等

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（R6.10.30、第3回資料）

対応の方向性（案）

- 令和7年度の制度化にあたっては、必要な保育人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう設定する方向で検討する。また、こどもの年齢ごとに関わり方に特徴や留意点があることを踏まえ、利用するこどもの年齢に応じた1時間当たりの補助単価を設定することとしてはどうか。

（※）具体的な補助単価額については、予算編成過程で検討し、年末にお示しする。

- その上で、医療的ケア児（2,400円）・障害児（400円）・要支援家庭のこども（400円）の受入れに係る加算措置については、引き続き実施してはどうか。
- なお、キャンセル料については、試行的事業と同様の取扱いとしてはどうか。

名古屋市子ども・子育て支援事業計画（案）（乳児等通園支援事業を抜粋）

■ 各行政区及び支所ごとの量の見込みと確保方策

区域	量の 見込み	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
千種区	0 歳児	1,751 時間	1,742 時間	1,738 時間	1,725 時間	1,712 時間
	1 歳児	1,862 時間	2,003 時間	2,007 時間	2,054 時間	2,088 時間
	2 歳児	1,951 時間	1,819 時間	1,943 時間	1,986 時間	2,033 時間
	小計	5,564 時間	5,564 時間	5,688 時間	5,765 時間	5,833 時間
東 区	0 歳児	1,110 時間	1,106 時間	1,089 時間	1,085 時間	1,072 時間
	1 歳児	1,260 時間	1,379 時間	1,401 時間	1,422 時間	1,452 時間
	2 歳児	1,255 時間	1,213 時間	1,315 時間	1,358 時間	1,379 時間
	小計	3,625 時間	3,698 時間	3,805 時間	3,865 時間	3,903 時間
北 区	0 歳児	1,328 時間	1,302 時間	1,281 時間	1,264 時間	1,238 時間
	1 歳児	1,157 時間	1,255 時間	1,230 時間	1,225 時間	1,243 時間
	2 歳児	1,021 時間	927 時間	999 時間	1,008 時間	1,003 時間
	小計	3,506 時間	3,484 時間	3,510 時間	3,497 時間	3,484 時間
楠支所	0 歳児	427 時間	418 時間	406 時間	397 時間	384 時間
	1 歳児	363 時間	397 時間	389 時間	389 時間	393 時間
	2 歳児	423 時間	393 時間	418 時間	418 時間	418 時間
	小計	1,213 時間	1,208 時間	1,213 時間	1,204 時間	1,195 時間
西 区	0 歳児	1,179 時間	1,170 時間	1,161 時間	1,161 時間	1,153 時間
	1 歳児	1,140 時間	1,230 時間	1,221 時間	1,243 時間	1,264 時間
	2 歳児	1,119 時間	1,059 時間	1,144 時間	1,153 時間	1,170 時間
	小計	3,438 時間	3,459 時間	3,526 時間	3,557 時間	3,587 時間
山田支所	0 歳児	824 時間	824 時間	828 時間	828 時間	828 時間
	1 歳児	816 時間	888 時間	880 時間	888 時間	914 時間
	2 歳児	752 時間	709 時間	764 時間	773 時間	781 時間
	小計	2,392 時間	2,421 時間	2,472 時間	2,489 時間	2,523 時間
中村区	0 歳児	1,986 時間	1,998 時間	2,020 時間	2,020 時間	2,015 時間
	1 歳児	1,926 時間	2,126 時間	2,161 時間	2,237 時間	2,276 時間
	2 歳児	1,682 時間	1,648 時間	1,823 時間	1,887 時間	1,956 時間
	小計	5,594 時間	5,772 時間	6,004 時間	6,144 時間	6,247 時間
中 区	0 歳児	1,277 時間	1,315 時間	1,358 時間	1,392 時間	1,409 時間
	1 歳児	1,490 時間	1,665 時間	1,751 時間	1,845 時間	1,947 時間
	2 歳児	1,196 時間	1,204 時間	1,354 時間	1,443 時間	1,524 時間
	小計	3,963 時間	4,184 時間	4,463 時間	4,680 時間	4,880 時間
昭和区	0 歳児	1,375 時間	1,371 時間	1,358 時間	1,341 時間	1,315 時間
	1 歳児	1,379 時間	1,495 時間	1,503 時間	1,524 時間	1,550 時間
	2 歳児	1,495 時間	1,405 時間	1,507 時間	1,546 時間	1,571 時間
	小計	4,249 時間	4,271 時間	4,368 時間	4,411 時間	4,436 時間
瑞穂区	0 歳児	1,319 時間	1,298 時間	1,277 時間	1,260 時間	1,247 時間
	1 歳児	1,345 時間	1,443 時間	1,422 時間	1,418 時間	1,426 時間
	2 歳児	1,383 時間	1,319 時間	1,405 時間	1,409 時間	1,405 時間
	小計	4,047 時間	4,060 時間	4,104 時間	4,087 時間	4,078 時間
熱田区	0 歳児	734 時間	730 時間	722 時間	717 時間	705 時間
	1 歳児	589 時間	641 時間	636 時間	636 時間	641 時間
	2 歳児	581 時間	534 時間	581 時間	594 時間	594 時間
	小計	1,904 時間	1,905 時間	1,939 時間	1,947 時間	1,940 時間
中川区	0 歳児	1,879 時間	1,840 時間	1,815 時間	1,776 時間	1,734 時間
	1 歳児	1,618 時間	1,717 時間	1,657 時間	1,657 時間	1,640 時間
	2 歳児	1,473 時間	1,354 時間	1,426 時間	1,405 時間	1,405 時間
	小計	4,970 時間	4,911 時間	4,898 時間	4,838 時間	4,779 時間

区域	量の 見込み	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
富田支所	0 歳児	948 時間	927 時間	914 時間	901 時間	880 時間
	1 歳児	892 時間	944 時間	918 時間	914 時間	905 時間
	2 歳児	845 時間	781 時間	820 時間	811 時間	811 時間
	小計	2,685 時間	2,652 時間	2,652 時間	2,626 時間	2,596 時間
港 区	0 歳児	1,003 時間	974 時間	944 時間	922 時間	888 時間
	1 歳児	717 時間	730 時間	670 時間	645 時間	619 時間
	2 歳児	880 時間	773 時間	777 時間	743 時間	709 時間
	小計	2,600 時間	2,477 時間	2,391 時間	2,310 時間	2,216 時間
南陽支所	0 歳児	384 時間	367 時間	354 時間	342 時間	329 時間
	1 歳児	448 時間	457 時間	431 時間	414 時間	406 時間
	2 歳児	363 時間	316 時間	320 時間	303 時間	295 時間
	小計	1,195 時間	1,140 時間	1,105 時間	1,059 時間	1,030 時間
南 区	0 歳児	1,396 時間	1,349 時間	1,302 時間	1,268 時間	1,225 時間
	1 歳児	1,157 時間	1,208 時間	1,123 時間	1,072 時間	1,046 時間
	2 歳児	1,161 時間	1,042 時間	1,072 時間	1,021 時間	974 時間
	小計	3,714 時間	3,599 時間	3,497 時間	3,361 時間	3,245 時間
守山区	0 歳児	1,657 時間	1,623 時間	1,618 時間	1,606 時間	1,588 時間
	1 歳児	1,614 時間	1,717 時間	1,657 時間	1,687 時間	1,712 時間
	2 歳児	1,507 時間	1,379 時間	1,460 時間	1,439 時間	1,460 時間
	小計	4,778 時間	4,719 時間	4,735 時間	4,732 時間	4,760 時間
志段味 支 所	0 歳児	769 時間	756 時間	756 時間	747 時間	743 時間
	1 歳児	713 時間	760 時間	734 時間	747 時間	756 時間
	2 歳児	956 時間	888 時間	931 時間	922 時間	939 時間
	小計	2,438 時間	2,404 時間	2,421 時間	2,416 時間	2,438 時間
緑 区	0 歳児	1,828 時間	1,789 時間	1,755 時間	1,734 時間	1,717 時間
	1 歳児	1,670 時間	1,746 時間	1,670 時間	1,652 時間	1,657 時間
	2 歳児	1,687 時間	1,546 時間	1,601 時間	1,571 時間	1,550 時間
	小計	5,185 時間	5,081 時間	5,026 時間	4,957 時間	4,924 時間
徳重支所	0 歳児	1,584 時間	1,550 時間	1,520 時間	1,507 時間	1,495 時間
	1 歳児	1,469 時間	1,537 時間	1,473 時間	1,452 時間	1,456 時間
	2 歳児	1,670 時間	1,537 時間	1,597 時間	1,567 時間	1,550 時間
	小計	4,723 時間	4,624 時間	4,590 時間	4,526 時間	4,501 時間
名東区	0 歳児	1,926 時間	1,909 時間	1,896 時間	1,892 時間	1,879 時間
	1 歳児	1,968 時間	2,088 時間	2,067 時間	2,097 時間	2,135 時間
	2 歳児	2,135 時間	2,015 時間	2,122 時間	2,144 時間	2,169 時間
	小計	6,029 時間	6,012 時間	6,085 時間	6,133 時間	6,183 時間
天白区	0 歳児	1,943 時間	1,926 時間	1,900 時間	1,883 時間	1,862 時間
	1 歳児	1,652 時間	1,785 時間	1,759 時間	1,755 時間	1,772 時間
	2 歳児	1,648 時間	1,529 時間	1,640 時間	1,661 時間	1,657 時間
	小計	5,243 時間	5,240 時間	5,299 時間	5,299 時間	5,291 時間

全市		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の 見込み	0 歳児	28,627 時間	28,284 時間	28,012 時間	27,768 時間	27,418 時間
	1 歳児	27,245 時間	29,211 時間	28,760 時間	28,973 時間	29,298 時間
	2 歳児	27,183 時間	25,390 時間	27,019 時間	27,162 時間	27,353 時間
	計	83,055 時間	82,885 時間	83,791 時間	83,903 時間	84,069 時間
確保方策		令和 11 年度に向けて段階的に拡充				

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込み及び必要施設数（想定）について

1 量の見込み

① 未就園児数

対象年齢の将来人口推計（A）から、保育所等利用人数（B）を引き、未就園児数（C）を算出。

（例）令和11年度における未就園児数（概数）

A 将来人口推計（0歳6か月から満3歳未満）：	約42,000人
B 保育所等利用人数	： 約22,000人
C 未就園児数（A－B）	： 約20,000人

② 量の見込み

「①」で算出された未就園児数（C）に対して、以下の国の算出式に従って、量の見込みを算出。

「量の見込み」

$$= \frac{\text{未就園児数} \times 10 \text{時間/月} \times 42.7\%^{*} (\text{利用意向割合})}{}$$

※ 利用意向割合「42.7%」は第三期子ども・子育て支援事業計画における一時預かり事業の量の見込みに準ずる。

$$= 20,000 \text{人} \times 10 \text{時間} \times 42.7\%$$

$$= 85,400 \text{時間}$$

$$(\text{= } 84,069 \text{時間}^{*})$$

※ 上記「1①」のA、B、Cについて、詳細な値で算出すると、子ども・子育て支援事業計画における量の見込み 84,069時間 となる。

2 必要施設数（想定）

「1」で算出された量の見込みを以下の算出式に従って必要施設数を算出。

※ 前提条件

- ・一日あたり開所時間 : 8時間
- ・一月あたり開所日数 : 20日
- ・一施設あたり利用定員 : 5名 とする

「必要施設数（想定）」

$$= \frac{\text{量の見込み}}{\text{（一日あたり開所時間} \times \text{一月あたり開所日数} \times \text{一施設当たり利用定員）}}$$

$$= 84,069 \text{時間} \div (8 \text{時間/日} \times 20 \text{日/月} \times 5 \text{名/施設})$$

$$\div 110 \text{施設 (上記前提条件で算出した場合の想定)}$$

《その他》

3歳未満児の保育料制度について

3歳未満児の保育料制度について

- 【国】 保育所等同時在園の場合のみ、第三子以降は無償、第二子は半額
- 【県】 同時在園でなくとも、世帯年収430万円以下の第三子以降の保育料無償化、
世帯年収930万以下の保育料半額とする補助金制度（政令市・中核市除く）
令和7年10月から本制度を第2子に拡充予定
- 【市】 3歳未満児の保育料を国基準の6割程度に抑える負担軽減
同時利用でなくとも、世帯18歳以下の第三子以降を無償化

区 分	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯 市民税非課税世帯	【国】 保育料無償	【国】 保育料無償	【国】 保育料無償
市民税均等割世帯 世帯年収 360万円未満	保育料あり	【国】 保育料1/2減免 【県独自】 R7.10月から無償化	【国】 保育料無償
世帯年収 360万円以上	【市独自】 保育料を国基準の6割程度に軽減		【国】 保育所等を同時に3人以上利用している場合は、第3子以降の保育料無償 【市独自】 18歳以下の子どもが3人以上いる場合、同時利用でなくとも第3子以降の保育料無償 【県独自】 18歳未満の子ども3人以上いる場合は、同時利用でなくとも、第3子以降世帯年収470万以下の保育料無償又は世帯年収930万以下1/2減免 【県独自】 R7.10月から2人目にも同じスキームを適用
	保育料あり		